

議第五三号

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例（昭和三十一年十月奈良県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

9 議会の議長、副議長及び議員に係る令和二年五月一日から同年七月三十一日までの間における議員報酬の月額は、第二条及び前項の規定にかかわらず、議会の議長にあつては七十六万円と、副議長にあつては六十五万円と、議員にあつては六十万円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

県議会議員の報酬の額を、新型コロナウイルス感染症対策として必要となる財源の一部に充当することとして現行の減額措置に加え三月間追加減額する措置を講ずるため、所要の改正をしようとするものである。